

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	地方税(軽自動車税(種別割))の賦課、または調査に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

妙高市は、地方税(軽自動車税)の賦課、または調査に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

妙高市長

## 公表日

令和6年1月4日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税(軽自動車税)の賦課、または調査に関する事務
②事務の概要	<p>地方税法(第三章第三節(軽自動車税))及び道路運送車両法等の規定に基づき、その年の4月1日における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課する地方税(本評価書では以後「軽自動車税」と称す)であり、徴収の方法は、当該車両の主たる定置場所の市町村が納税義務者へ納税通知書を交付し、普通徴収の方法により徴収する。軽自動車税の課税にあたっては、納税義務者及び車両に関する各種情報を適正に管理し、公正・公平な課税を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1. 定置場が妙高市に所在する原動機付自転車および小型特殊自動車について、申告書を受け付けし、標識の交付(ナンバープレートと標識交付証明書を発行)および課税台帳への登録する。</li><li>2. 定置場が妙高市に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、新潟県市長会を通じて申告書(報告書)を受け、課税台帳への登録する。</li><li>3. 賦課期日現在に台帳に登録された車両について、賦課を行い納税通知書を発行する。</li><li>4. 車検時には納税証明書が必要となるため、納税証明書の発行する。</li><li>5. 申請により減免の可否を決定をする。</li><li>6. 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付。</li><li>7. 上記のほか軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務。</li></ol>
③システムの名称	軽自動車税システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
車両情報ファイル、賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"><li>・番号法第9条第1項 別表第一の16の項</li><li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条</li></ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号第27の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7号、第45号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民税務課
②所属長の役職名	市民税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	妙高市 総務課 新潟県妙高市栄町5-1 0255-72-5111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 5. ②所属長	樗沢 茂	市民税務課長	事後	様式変更のため
令和1年6月28日	II 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月11日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない
令和1年6月28日	II 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月11日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	重要な変更該当しない
令和1年6月28日	IV リスク対策		新規追加	事後	様式変更のため
令和6年1月4日	評価書名	地方税(軽自動車税)の賦課、または調査に関する事務 基礎項目評価書	地方税(軽自動車税(種別割))の賦課、または調査に関する事務 基礎項目評価書	事後	税目の種別を明記
令和6年1月4日	I 1. ②事務の名称	地方税(軽自動車税)の賦課、または調査に関する事務	地方税(軽自動車税(種別割))の賦課、または調査に関する事務	事後	税目の種別を明記
令和6年1月4日	I 1. ②事務の概要	<p>地方税法(第三章第三節(軽自動車税))及び道路運送車両法等の規定に基づき、その年の4月1日における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課する地方税(本評価書では以後「軽自動車税」と称す)であり、徴収の方法は、当該車両の主たる定置場所在の市町村が納税義務者へ納税通知書を交付し、普通徴収の方法により徴収する。軽自動車税の課税にあたっては、納税義務者及び車両に関する各種情報を適正に管理し、公正・公平な課税を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定置場が妙高市に所在する原動機付自転車および小型特殊自動車について、申告書を受け付けし、標識の交付(ナンバープレートと標識交付証明書を発行)および課税台帳への登録を行う。</li> <li>2. 定置場が妙高市に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、新潟県市長会を通じて申告書(報告書)を受け、課税台帳への登録を行う。</li> <li>3. 賦課期日現在に台帳に登録された車両について、賦課を行い納税通知書を発行する。</li> <li>4. 車検時には納税証明書が必要となるため、納税証明書の発行を行う。</li> <li>5. 申請により減免の決定を行う。</li> </ol>	<p>地方税法(第三章第三節(軽自動車税))及び道路運送車両法等の規定に基づき、その年の4月1日における原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の所有者に対して課する地方税(本評価書では以後「軽自動車税」と称す)であり、徴収の方法は、当該車両の主たる定置場所在の市町村が納税義務者へ納税通知書を交付し、普通徴収の方法により徴収する。軽自動車税の課税にあたっては、納税義務者及び車両に関する各種情報を適正に管理し、公正・公平な課税を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定置場が妙高市に所在する原動機付自転車および小型特殊自動車について、申告書を受け付けし、標識の交付(ナンバープレートと標識交付証明書を発行)および課税台帳への登録を行う。</li> <li>2. 定置場が妙高市に所在する軽自動車、二輪の小型自動車等については、新潟県市長会を通じて申告書(報告書)を受け、課税台帳への登録を行う。</li> <li>3. 賦課期日現在に台帳に登録された車両について、賦課を行い納税通知書を発行する。</li> <li>4. 車検時には納税証明書が必要となるため、納税証明書の発行を行う。</li> <li>5. 申請により減免の可否を決定をする。</li> <li>6. 公金受取口座情報を利用した過誤納金又は還付加算金の還付。</li> <li>7. 上記のほか軽自動車税の賦課及び徴収に関する事務。</li> </ol>	事後	公金受取口座情報を利用するための修正
令和6年1月4日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(別表第二) (別表第二における情報提供の根拠):なし (別表第二における情報照会の根拠):第27の項	(情報提供の根拠) なし (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号第27の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 第2条第7号、第45号	事後	公金受取口座情報を利用するための修正